

## くらし安全安心だより

### 焦る「親心」に付け込む

### 結婚相手紹介サービス業者に注意！！

#### 【相談事例】

自宅に「**結婚適齢期のお子さんはいませんか**」と**結婚相手紹介サービス業者**から電話があり、訪問を了承した。「息子さんの収入は関係ない。**来年までに結婚できるようにする**」と説明され、業者が提供する親の会の**入会金5万円**を支払った。しかし、何度催促しても**相手を紹介してもらえない**。説明と違うので解約したい。 (70歳代 女性)

#### 【アドバイス】

★**親に対して**電話や家庭への訪問を行い、**親心に付け込んで契約をさせる結婚相手紹介サービス業者とトラブルになるケース**があります。中には「**子の結婚は親の責任**」と**不安をあおり、契約を迫るケース**もみられます。

★子どもを心配する親心に付け込み、「**絶対結婚できる**」などと**断言するような業者には十分注意**しましょう。

★**結婚について子どもと十分に話し合うことが大切**です。その上で、**複数の業者を比較検討し、サービスの内容を契約書などで確認**しましょう。

★一定の要件を満たせば**クーリング・オフや中途解約ができる場合があります**。疑問や不安を感じたら、消費生活センターにご相談ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

#### **二戸消費生活センター**

相談時間 平日午前9時～午後4時

(☎23-5800)